

質問及び回答

入札物件 市有地及び市有建物売却（旧学校給食センター）

本入札について、ご質問いただいた件について、次のとおり回答いたします。
 なお、この質問回答項目は、適宜、追加いたします。

番号	質問内容	回答																		
1	<p>敷地東側の福米東小学校との間の河川に架かっている床板(2箇所)の取扱いについて</p> <p>・床板(2箇所)の所有者及び取得後の利用ができるかどうか知りたい。</p>	<p>米子市が設置したものと思われます。 今のところ市で撤去する予定はありませんが、小学校側はフェンスを設置して進入禁止、通行不可とする予定です。 なお、この床板は、売払い物件の対象外です。</p>																		
2	<p>対象物件の固定資産評価額について</p> <p>・登録免許税算出のために知りたい。</p>	<p>平成22年度固定資産仮評価額です。</p> <table border="0"> <tr> <td>土地</td> <td>715番2</td> <td>115,081,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>715番7</td> <td>3,858,136円</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>給食センター (評価対象床面積 1483.2㎡)</td> <td>19,693,316円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ボイラー室プロパン庫 (評価対象床面積 74.72㎡)</td> <td>674,747円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>車庫 (評価対象床面積 154.76㎡)</td> <td>957,079円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>汚水浄化施設(本体) (機械室) (評価対象床面積 12.96㎡)</td> <td>評価対象外 162,994円</td> </tr> </table>	土地	715番2	115,081,600円		715番7	3,858,136円	建物	給食センター (評価対象床面積 1483.2㎡)	19,693,316円		ボイラー室プロパン庫 (評価対象床面積 74.72㎡)	674,747円		車庫 (評価対象床面積 154.76㎡)	957,079円		汚水浄化施設(本体) (機械室) (評価対象床面積 12.96㎡)	評価対象外 162,994円
土地	715番2	115,081,600円																		
	715番7	3,858,136円																		
建物	給食センター (評価対象床面積 1483.2㎡)	19,693,316円																		
	ボイラー室プロパン庫 (評価対象床面積 74.72㎡)	674,747円																		
	車庫 (評価対象床面積 154.76㎡)	957,079円																		
	汚水浄化施設(本体) (機械室) (評価対象床面積 12.96㎡)	評価対象外 162,994円																		
3	<p>建物内部の見学について</p> <p>・後日、建物の内部を見ることはできますか。</p>	<p>個別に建物の内部を見学することは可能です。 希望される方は、入札契約課までご連絡ください。</p>																		
4	<p>下水道事業受益者負担金について</p> <p>・受益者負担金はどのようになっていますか。</p>	<p>当該入札物件(土地)は、平成20年8月1日に公共下水道が整備され供用・処理開始した区域内にあります。 そのため、下水道事業受益者負担金を平成21年度から平成24年度の4年間で各年度5期(計20回)に分けて支払うことになっています。 平成22年度第3期まではこの負担金を米子市で支払いますが、平成22年度第4期(納期限平成23年1月31日)以降は落札者による納付をお願いします。 負担金の総額は、 各期納付額80,800円×12期(平成22年度第4期から平成24年度まで) = 969,600円です。</p>																		

5	<p style="text-align: center;">入札会場への入場人数について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札日当日は、会場内で打合せをしたいため、会場に1社で複数の人間が入場できるか。 	<p>入札会場(米子市役所本庁舎202会議室)への入場は、1社(者)当り1名です。</p>
6	<p style="text-align: center;">敷地東側の福米東小学校との間の河川への放流について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地分譲開発行為等を行う際に排水を放流することはできますか。 	<p>当該河川への雨水排水の放流は可能です。</p> <p>ただし、流末が大沢川に接続しており、通常の維持管理をおこなっている大沢川管理組合(問い合わせ窓口は米子市土地改良協会事務局)へ事業実施計画をもって届出、協議をしてください。</p> <p>また、河川への排水口接続等河川内の構造物を変更しようとする場合には、米子市建設部維持管理課管理係と法定外公共物の形状変更等の協議を行ってください。</p>